

高知市からカップルの皆さんへ

# 結婚式の費用

ちよつとだけ<sup>!!</sup>

## お手伝いします

給付金額は

最大 **40** 万円

※ 給付対象経費の2分の1

**対象**

令和4年1月1日～令和5年2月28日に結婚式・披露宴・  
フォトウェディングを行う異性または同性のカップルの方



高知市  
商工振興課

☎ (088)823-9375  
kc-151701@city.kochi.lg.jp



詳しくは裏面へ



# 高知市ウェディング支援給付金

【申請期間】令和4年2月17日（木）～令和5年2月28日（火）※当日消印有効

※申請期間中でも、予算がなくなり次第、終了します。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により厳しい状況にある市内のウェディング関連事業者を支援するとともに、結婚式等を行うカップル等を支援することを目的として、**結婚式等を行うカップル等**に高知市ウェディング支援給付金（以下「給付金」という。）を給付します。

## 給付対象者

次のすべての項目に当てはまる方は申請ができます。

- 異性または同性のカップル
- 給付金の給付申請日時時点で、**カップルの少なくともどちらかが高知市民**であること。

※次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当すると認められる者
- 市税を滞納している者

## 給付の対象となる結婚式・披露宴，フォトウェディング

**令和4年1月1日（土）から令和5年2月28日（火）までの間に行う結婚式・披露宴，フォトウェディングが対象となります。**

※申請は結婚式・披露宴またはフォトウェディングのどちらかを1回限りです。

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況にかかわらず、期間の延長は行いませんので、あらかじめご了承ください。

| 区分                      | 対象となる条件<br>(すべてを満たす必要があります)   |
|-------------------------|---|
| 結婚式・披露宴<br>(披露宴のみも可)    | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 市内に事業所を有する結婚式場業者，ウェディングプランナー等に結婚式・披露宴のプロデュースを委託すること。</li><li>□ 市内の結婚式場で披露宴を行うこと。</li><li>□ 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会及び一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が策定した結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づく新型コロナウイルスの感染防止対策を講じること。</li></ul> |
| フォトウェディング<br>(動画の撮影も含む) | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 市内に事業所を有するウェディングプランナー，写真館，美容院，ブライダル衣装会社等にフォトウェディングのプロデュースを委託すること。</li></ul>   |

※ 結婚式のみの実施で、披露宴を行わない場合は、対象となりません。

※ 結婚式場には、教会や神社、レストランなど、結婚式・披露宴以外での使用をメインにしている施設は含みません。

## 給付金額

結婚式、披露宴またはフォトウェディングに**かかった費用の1/2**（千円未満切捨て）または**給付上限額の少ない方の額**を給付します。

| 区分        |                    | 給付上限額        | 対象外経費  |
|-----------|--------------------|--------------|--|
| 結婚式・披露宴   | 披露宴への出席者の人数が100人以上 | <b>40</b> 万円 | ・ 交通費<br>・ 宿泊費<br>・ 衣装購入費<br>・ 引き出物代<br>・ 結婚指輪代<br>・ 消費税 |
|           | 披露宴への出席者の人数が100人未満 | <b>20</b> 万円 |  |
| フォトウェディング |                    | <b>5</b> 万円  |  |

※申請者であるカップル2人は、出席者の人数には含みません。

## 申請方法

申請書に必要書類を添付し、**郵送**で提出してください。

申請書は次の方法で入手できます。

- (1) 高知市商工振興課のホームページから印刷
- (2) 次の各窓口での受け取り
  - ・高知市役所本庁舎 1階総合案内
  - ・高知市役所第二庁舎 2階商工振興課窓口

## 申請先/お問合せ先

〒780-8571

高知市本町5丁目1-45 第二庁舎2階

高知市商工振興課 ウェディング支援給付金担当 宛

TEL 088-823-9375

【電話受付時間】 午前8時30分から午後5時15分（平日のみ）



新型コロナウイルス感染症  
拡大防止の観点から  
**郵送**によるご申請をお願い  
します。

※このチラシは、高知市ウェディング支援給付金の概要について説明したものです。  
詳細については、高知市ウェディング支援給付金給付事業実施要綱を必ずご確認ください。

▶ **申請の流れ・必要書類は裏面をご覧ください。**

# 申請から給付までの流れ〈カップルが申請してください〉

## ①エントリーシートを提出する

原則として、結婚式場業者やウェディングプランナーなどへの**正式申込みや代金の全部または一部の支払の前に**、ウェディング計画認定申請書（エントリーシート）を提出し、結婚式等の計画について市の認定を受けてください。

### 【提出書類】

- ウェディング計画認定申請書（エントリーシート）（様式第1号）  
※式場等担当者による署名が必要です。
- カップル2人分の本人確認書類のコピー
  - ・運転免許証
  - ・個人番号カード（顔写真付き）
  - ・健康保険証
  - ・パスポートのいずれか

○申請受付後、**1～2週間程度**で「ウェディング計画認定通知書」をカップル宛てに郵送します。

次の場合は、①を省略することができます。

- ・令和4年1月1日から令和4年2月16日までの間に結婚式等を行った場合
  - ・令和4年1月1日から令和4年2月16日までの間に既に正式申込みや代金の全部または一部の支払をしている場合
- ※給付金の給付は予算がなくなり次第終了となりますので、結婚式等の実施予定日がだいぶ先である等の理由により、結婚式等の実施後に申請して給付を受けられるかどうか心配な方には、エントリーシートの提出をお勧めします。

## 式場等への正式申込み

計画どおり実施する場合

日程変更や中止をする場合

### 認定計画変更等承認申請書を提出する

結婚式等の計画の認定を受けた後に、結婚式等の日程の変更または中止をする場合は、事前に認定計画変更等承認申請書を提出し、市の承認を受けてください。

### 【提出書類】

- 認定計画変更等承認申請書（様式第3号）

結婚式等の日程変更

結婚式等の中止

結婚式等やフォトウェディングの実施

必要な手続は以上です。

かかった費用の支払完了

申請の日時点で、カップルの少なくともどちらかが**高知市民**でないと申請できません。

## ②ウェディング支援給付金の給付申請書兼請求書を提出する

### 【提出書類】

#### 結婚式等の場合

- ウェディング支援給付金給付申請書兼請求書（様式第4号）
- 住民票のコピー
  - ※ 3か月以内に発行されたもの
  - ※ 高知市に住所がある人の分のみで可
- かかった費用の内訳が分かる請求書及び領収書のコピー
- 感染防止対策実施証明書（所定の様式）
  - ※ 契約先である結婚式場業者等に記載してもらってください。
- 振込先口座の通帳等のコピー
  - ※ 表紙と表紙をめくった次のページ
- 披露宴に出席した人数が分かる書類
  - ※ 出席者名簿、「〇人分」等の記載がある請求書等

### 【提出書類】

#### フォトウェディングの場合

- ウェディング支援給付金給付申請書兼請求書（様式第4号）
- 住民票のコピー
  - ※ 3か月以内に発行されたもの
  - ※ 高知市に住所がある人の分のみで可
- かかった費用の内訳が分かる請求書及び領収書のコピー
- 振込先口座の通帳等のコピー
  - ※ 表紙と表紙をめくった次のページ

①エントリーシートの提出を省略した方は、次の書類も必要です。

- カップル2人分の本人確認書類のコピー
  - ・運転免許証・個人番号カード（顔写真付き）
  - ・健康保険証・パスポートのいずれか

※認定を受けていても、**令和5年2月28日までに提出しない場合、給付金は給付されません。**

○申請受付後、書類確認・審査を行い、申請内容に不備がない場合は30日以内に口座へ入金されます。